

○大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修又は耐震建替えに要する費用の補助金の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則(昭和51年規則第11号)に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に基づき、栃木県住宅耐震推進協議会が実施する診断をいう。ただし、耐震診断方法が当該方法と同等以上の効力を有すると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 補強計画 前号の耐震診断結果に基づき耐震診断機関が策定する補強計画をいう。
- (3) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を高めるための木造住宅の補強等工事のうち、各階の必要保有耐力に対する各階の梁間方向又は桁行方向の耐力の割合が1.0未満であったものを1.0以上にする工事をいう。
- (4) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (5) 耐震建替え 耐震診断により、耐震改修が必要であると診断された住宅について、これを除却し、建替え前の住宅と同一敷地内(同一敷地内と認められる場合も含む。)に新たに省エネ基準に適合する一戸建て住宅を建築するものをいう。
- (6) 県産出材 「栃木県産出材証明制度」に基づき、栃木県内の森林から産出したことが証明された木材をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、市内にある住宅で次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む。)
- (2) 在来軸組工法により建築された賃貸を目的としない住宅
- (3) 本要綱により初めて補助対象となる住宅
- (4) 耐震診断を受けた者が診断結果に基づいて行う耐震改修又は耐震建替え(以下「耐震改修等」という。)

2 耐震建替えの場合は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震建替えにあっては、建替え前の住宅に係る住宅の用途に供している部分の延べ面積の合計が 70 m²を超えているものであること。
- (2) 耐震建替え後の住宅の所有者は、次条第 1 項第 1 号に定める者を含むこと。
- (3) 耐震建替え後の住宅の設計及び工事監理は、建築士が行っていること。
- (4) 国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業の対象になっている場合は、当該補償の内容が再築ではないこと。

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有(共有を含む。)する者又は当該所有者の二親等以内の親族で当該耐震改修等事業に係る契約者となる者
- (2) 本要綱による補助金を初めて受ける者
- (3) 国、県及び市税等を滞納していない者(市税等にあつては、その世帯員も含む。)

(補助金の額等)

第 5 条 耐震改修の補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 補強計画の策定を含めて行う場合 1,000,000 円又は耐震改修に要する費用に 5 分の 4 を乗じて得た額のいずれか低い額
- (2) 補強計画が策定済の場合 800,000 円又は耐震改修に要する費用に 2 分の 1 を乗じて得た額のいずれか低い額

2 耐震建替えの補助金の額は、1,000,000 円とする。ただし、県産出材を 10m³ 以上使用するときは、補助金の額に 100,000 円を加算する。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第 4 号は、耐震改修の場合に限る。

- (1) 木造住宅耐震改修等計画書(様式第 2 号の 1)
- (2) 当該補助対象住宅に係る大田原市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けていない者にあつては、補助対象住宅の建築時期と所有者が確認できる書類、木造住宅耐震診断報告書の写し及び住民票の写し
- (3) 補助対象住宅の付近見取図
- (4) 耐震補強工事設計書(耐震改修後の耐震評点等を明確にしたものとし、耐震改修の対象とならない工事を含む場合には、その区分が明確なもの)
- (5) 工事工程表
- (6) 耐震改修等に要する費用の見積書(耐震改修の対象とならない工事等を含む場合には、その区分が明確なもの)

(7) 補助対象住宅の所有者と申請者の関係が確認できるもの(所有者と申請者が同一でない場合に限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 耐震建替えの場合は、前項のほか、耐震建替え後の住宅の設計及び工事監理は、建築士が行っていることが確認できるもの(様式第2号の2)

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定したときは、大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、交付しないことと決定したときは、大田原市木造住宅耐震改修費等補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定を受けた後、補助金交付の申請内容を変更しようとするときは、大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付変更申請書(様式第5号)に変更内容を証する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認するときは、大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付変更承認通知書(様式第6号)により、承認しないときは、大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付変更不承認通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、耐震改修等を取りやめようとするときは、木造住宅耐震改修等中止届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の申請書又は前項の届出書の提出があったときは、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(耐震改修等工事の着手)

第9条 補助対象者は、交付決定通知書の交付を受けた日から耐震改修工事にあつては60日以内に、耐震建替え工事にあつては90日以内に着手しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、耐震改修等に係る工事が完了したときは、大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書等の写し

(2) 耐震改修等に係る契約書及び領収書の写し

(3) 工事状況等写真(耐震改修の場合は、施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の状況、耐震建替えの場合は、除却前の建築物及び除却後の状況並びに建替え建築物)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 耐震建替えを行った場合は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 既存住宅の除去に係る契約書及び領収書の写し

(2) 建て替えた住宅に係る平面図及び立面図

(3) 建て替えた住宅に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し、同法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認申請を要しない建物の場合にあつては、建築士法第20条第3項の規定による工事監理状況報告書の写し

(4) 建築物省エネ法第27条第1項に規定する省エネ基準への適合性に関する説明書の写し

(5) 建て替えた住宅が省エネ基準に適合することを証する書類

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成21年9月30日告示第109号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日告示第30号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月31日告示第85号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年2月29日告示第31号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年1月31日告示第7号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月31日告示第100号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用する。

附 則(平成30年5月15日告示第56号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月28日告示第38号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日告示第31号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。